

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）

総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

多面的（制度横断的）支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ

介護サービス	ボランティア
ヘルスサービス	成年後見制度
地域権利擁護	民生委員
医療サービス	虐待防止
介護相談員	障害サービス相談

生活困窮者自立支援相談

介護離職防止相談

権利擁護業務

- 成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- 支援困難事例等への指導・助言

社会福祉士等

主任ケアマネジャー等

保健師等

チームアプローチ

介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など

全国で5,351か所
(ブランチ等を含め7,386か所)

※令和3年4月末現在
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ。

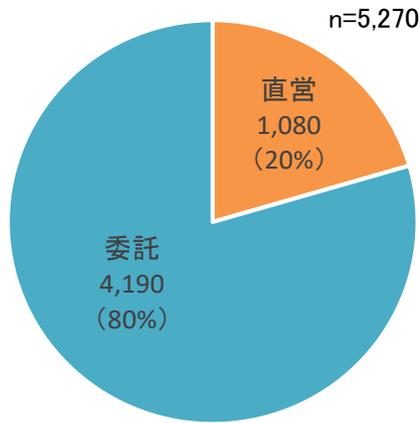
地域包括支援センターの設置状況

- 地域包括支援センターはすべての市町村に設置されており、全国に5,351か所。（うち、5,270箇所（圏域あり））
- 地域包括支援センターの運営形態は、市町村直営が20.5%、委託型が79.5%で、委託型が増加傾向。

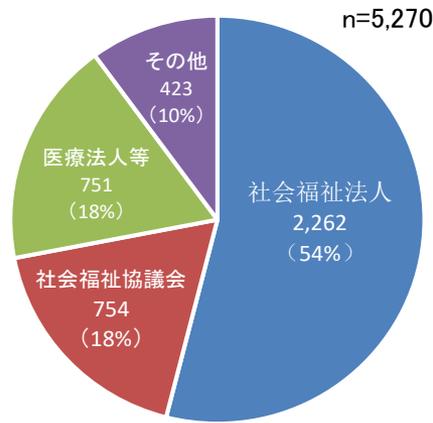
◎地域包括支援センターの設置数（令和3年4月末現在）

地域包括支援センター設置数	5,351か所
ブランチ設置数	1,688か所
サブセンター設置数	347か所
センター・ブランチ・サブセンター合計	7,386か所

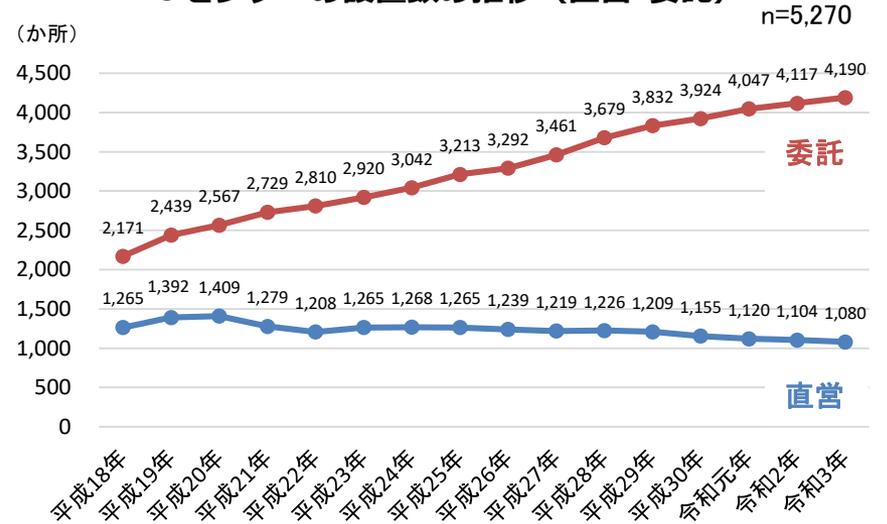
◎直営・委託の割合 （令和3年4月末現在）



◎委託先法人の構成割合 （令和3年4月末現在）



◎センターの設置数の推移（直営・委託）



（出典）

H29調査まで：老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
H30調査から：地域包括支援センター運営状況調査（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ）

※直営・委託型の地域包括支援センターは、5,270箇所（圏域あり）を集計対象とする。